

## 在宅連携用基本情報提供書 I・II の運用マニュアル

**1. 目的**

岐阜地域において統一した情報提供用紙を利用することにより、医療機関・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・訪問看護ステーション・介護施設等の情報交換を円滑にし、地域内で多職種による医療・福祉・介護の連携をすすめる。

**2. 運用範囲**

岐阜市域における医療・福祉・介護の機関（県外への情報提供に使用可能）

**3. 運用方法**

- 1) 情報用紙については個人情報に配慮し、患者・家族の同意を得て作成する。
- 2) ケアマネジャーは「在宅連携用基本情報提供書 I」により、医療機関等に情報提供を行う。（「在宅連携用基本情報提供書 I」の使用で不足する情報がある場合は、各事業所で使用している様式等も添付し情報提供を行う。）
- 3) 医療機関は「在宅連携用基本情報提供書 II」により、ケアマネジャー等に情報提供を行う。（「在宅連携用基本情報提供書 II」の使用で不足する情報がある場合は、各医療機関で従来使用している「看護サマリ」で情報提供を行う。運用方法については、各病院間で検討することとする。）
- 4) 「在宅連携用基本情報提供書 II」の記載者については、原則として看護師が記載を行うが、保険情報、障害者手帳、特定疾患の情報については、ソーシャルワーカーや退院調整看護師が記載することが望ましい。
- 5) 「在宅連携用基本情報提供書 II」は、連携上の一つのツールであり、退院前カンファレンスの代わりとなるものではない。退院後の療養生活の再検討が必要な場合は、退院前カンファレンスを開催する等、十分な情報共有に努める。

**4. 在宅連携用患者基本情報提供書の記載ポイント**

- 1) 日常生活自立度は、障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準（平成 3 年老健第 102-2 号厚生労働大臣官房老人保健福祉局長通知）を活用する。
- 2) 認知症判定表は、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成 18 年老老発第 0331001 号通知）を活用する。
- 3) 意識状態は、JCS (Japan Coma Scale) にて判定する。

**5. その他**

使用開始後は、問題点や変更が必要な箇所が生じた場合、岐阜地域の医療・介護・福祉の連携体制構築部会（菖蒲会）統一様式検討小部会の開催により検討を行う。

2012/11/15

検討元 岐阜地域の医療・介護・福祉の連携体制構築部会検討小部会  
承認 岐阜地域の医療・介護・福祉の連携支援体制構築部会

## 障害老人の日常生活度(寝たきり度)判定基準

生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独立で外出する。 1. 交通機関等を利用して外出する。 2. 隣近所へなら外出する。
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2. 外出の頻度は少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上の生活が主体であるが、座位を保つ。 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。 2. 介助により車いすに移乗する。
	ランクC	一日中ベッドで過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうたない。

(平成3年11月18日 老健第102-2号 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)

## 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準	見られる症状、行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外でも上記 II の状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理等それまでできた事にミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番ができない等。
III	日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたら物を口に入れる。物を拾い集める、徘徊、失禁、失語、大声、奇声をあげる、火の始末、不潔行為、性的異常行為等。
III b	夜間を中心として上記の III の状態が見られる。	ランク III a に同じ
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ
M	著しい精神症状や周辺あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等。

(平成18年3月31日老老発第0331001号厚生労働省老健局老人保健課長通知)

要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」についてより引用

## Japan Coma Scale :JCS( 3-3-9度方式)

### I. 覚醒している。

1. 大体鮮明だが、今一つはっきりしない
2. 時、人、場所がわからない(見当識生涯)
3. 名前、生年月日がいえない

### III. 刺激しても覚醒しない。

- 100、はらいのける動作をする。
- 200、少し手足を動かしたり、顔をしかめる(除脳硬直を含む)
- 300、全く動かない

### II. 刺激すると覚醒する※

- 10、呼びかけて容易に開眼する

(附) R: 不穏

動作(例: 右手を握れ、離せ)を行うし言葉も  
出るが、間違いが多い。※※

I: 粪尿失禁

A: 自発性喪失

- 20、痛み刺激で開眼する

簡単な命令に応じる。例えば離握手。※※ (例) 30-R 3-1、 20-R1

- 30、かろうじて開眼する

※刺激をやめると眠りこむ

※※開眼が不可能な場合。